国民体育大会ふるさと選手制度　（第 76 回大会以降）

１．成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項[本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
　（1）居住地を示す現住所
　（2）勤務地
　（3）ふるさと
２．「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
　ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。
３．我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
４．「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
５．「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
６．ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
７．参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

本制度は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会から施行する。
本制度は、平成 21 年 12 月 16 日に改定し、第 65 回大会より施行する。
本制度は、平成 23 年 3 月 25 日に改定し、第 66 回本大会より施行する。
本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。
本制度は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
（注）第 75 回大会までは、改定前の規定を適用する。

［様式１］

令和　　年　　月　　日

ふるさと登録届（新規登録者）

群馬県スポーツ協会　会長　様
群馬県スキー連盟　　会長　様

当該競　　スキー競技
技者名　　印

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を **群馬県** として、次の通りお届けします。

１　当該競技者

競　技　者　名	性 別	生　年　月　日
（ふりがな）		昭和・平成 年　　月　　日

２　参加競技（種別・種目）

競　技　名	種　別　名	種　目　名
スキー		

３　現住所

ふ り が な
〒　　－

４　連絡先

ふ り が な	
〒　　－	
電　話　番　号	携　帯　電　話　番　号

５　「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利　用　回　数	
１　初回の　　１年目	２　２回目の　１年目

※１または２のいずれかに〇印をつける。

(2) 前回国民体育大会出場の所属都道府県名

前回出場大会回数	所属都道府県名
第　　回大会	

※前回（予選会を含む）出場した際の所属都道府県名を記入する

(3) 卒業した学校名

学校名（ふりがな）	卒業年月日
	昭和・平成・令和 年　　月 卒業

※　〇〇高等学校または〇〇中学校、〇〇小学校など学校名を明確に記入する。

(4) 卒業した学校の所在地

学校所在地（ふりがな）	電話番号（学校）
〒　　－	

※　都道府県名から記入する。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

１．『ふるさと』とは、卒業小学校又は卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
２．『ふるさと選手制度』を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により『ふるさと』を登録しなければならない。なお、一度登録した『ふるさと』は変更できないものとする。
３．ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。
４．『ふるさと』から参加する選手は、開催基準要項細則第３項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。